

拉致問題の早期解決を求める緊急決議

平成20年7月18日
全 国 知 事 会

先に開催された日朝実務者協議において、北朝鮮は、「生存者を発見し、帰国させるための調査」を約束した。調査の具体的態様等は、日朝双方で調整することとなっているが、未だに具体的内容は明らかにされておらず、再調査も開始されていない。

北朝鮮の再調査の約束に対して日本政府は、約束対約束の原則に則り、①人的往来の規制解除、②航空チャーター便の規制解除などの経済制裁措置の一部解除を表明した。

北朝鮮の過去の対応を踏まえれば、経済制裁措置の一部解除は、調査結果の具体の進展状況に応じて慎重に判断すべきである。

今後、外相会合をはじめ、六カ国協議が行われるが、米国による北朝鮮のテロ支援国家指定解除が行われ、拉致問題の進展が遅れることも憂慮される。

以上のような状況を踏まえ、我々全国知事会は、拉致問題の全面解決を実現するため、本日、下記のとおり決議する。

記

政府は、国際的な連帯により、毅然とした態度で外交交渉を行い、拉致問題について実効ある調査を北朝鮮に実行させ、特定失踪者を含む拉致被害者全員の早期帰国と拉致問題の一日も早い全面解決に向けて、全力で取り組むべきこと。